

男鹿市若美学校給食センター調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月

男 鹿 市 教 育 委 員 会

男鹿市若美学校給食センター調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

男鹿市若美学校給食センターにおける調理等業務を民間委託するため、下記のとおり公募型プロポーザル方式による委託業者の選定を行う。

1 目的

学校給食の質を維持し、より「安全」で「おいしい」給食として児童・生徒へ安定的かつ継続的に提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、豊富な経験に基づく企画の提案を受け、市の選定基準により審査したうえで委託業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1)業務の名称 男鹿市若美学校給食センター調理等業務委託
- (2)業務場所 男鹿市立若美学校給食センター（男鹿市払戸字渡部 22 番地）
- (3)委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間
- (4)業務内容 別紙男鹿市若美学校給食センター調理等業務委託仕様書のとおり
- (5)見積限度額

委託期間	上限額（税抜き）
令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）	33,692 千円
令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）	33,692 千円
令和 9 年度（令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）	33,692 千円
合 計	101,076 千円

3 参加資格基準

本プロポーザルは、公募型プロポーザル形式とし、参加できる事業者は次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

ただし、「参加表明書」を提出した後に当該要件を満たさなくなった場合、または次のいずれかに該当しないことが判明した場合は本プロポーザルの参加を取り消すものとする。

(1)参加資格要件

参加事業者は次の要件をすべて満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

イ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがされた者でないこと。

- ウ 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 市との連絡・調整、緊急時の対応が速やかに行えるように、秋田県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有していること。
- カ これまでに学校給食業務の受託実績を有する者、又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 29 年 6 月 16 日生食発 616 第 1 号改正）に基づき、1 日 500 食以上を提供する調理業務の実績を 3 年以上有する者であること。
- キ 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- ク 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を有すること。
- ケ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能であること。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(2)参加資格の確認

参加表明書等の提出書類に基づき、参加要件を満たしているか確認を行う。参加資格要件を満たすものが企画提案書を提出することができる。参加資格要件結果は、事務局より電子メールで通知する。ただし、参加資格確認後から委託事業者が決定するまでに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(3)参加に関する留意事項

- ア 参加事業者は、提案書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 参加に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ウ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するものとするが本市が必要とするときは、書類の内容を無償で利用できるものとする。
- エ 提出された書類は、その理由の如何に関わらず返却をしない。ただし、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行ったりすることがある。

(4)その他

- ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 本実施要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。
- ウ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

4 参加手続き

プロポーザルのスケジュールは下記のとおりとする。

ただし、受付は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

公募案内の公表	令和6年10月 1日（火）から10月24日（木）
現地見学会参加受付期限	令和6年10月 9日（水）午後5時
現地見学会	令和6年10月15日（火）午後1時30分から
質問書受付期限	令和6年10月16日（水）午後5時必着
質問書に対する回答期限	令和6年10月21日（月）
参加表明書受付期限	令和6年10月24日（木）午後5時
参加資格要件審査の結果通知	令和6年10月28日（月）
提案書類の受付期間	令和6年11月 6日（水）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和6年11月19日（火）午後 予定
審査結果通知	令和6年11月下旬 予定
業務委託予定事業者決定	令和6年11月下旬 予定
業務委託事業者決定	令和6年12月上旬 予定
開始準備	決定後～令和7年3月31日（月）

(1) 現地見学会の実施

参加希望者の現地見学会を次のとおり実施する。

ア 日 時 令和6年10月15日（火）午後1時30分から

イ 受 付 男鹿市立若美学校給食センター

ウ 留意事項

- ▶ 見学会参加者は、令和6年10月9日（水）午後5時までに、法人名、見学者氏名を事務局（男鹿市教育委員会 学校教育課）まで電子メールにより提出すること。
- ▶ 参加人数は1事業者につき2名までとする。
- ▶ 見学時間については参加申出の先着順に調整を行い、電子メールで連絡をする。
- ▶ 調理室などに入場する方は、腸内細菌検査の検査結果（1か月以内）を持参するとともに、清潔な白衣、帽子、上履（室内用、汚染室用、非汚染室用）を持参すること。
- ▶ 見学の際は、設備機器などには手を触れないこと。
- ▶ 見学に当たっては、市職員の指示に従うこと。
- ▶ 感染症対策を充分に行い、体調不良の場合は参加を見合わせること。

(2) 質問書の受付

本実施要領、仕様書等の内容に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 質問は、質問書（様式１）に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局（男鹿市教育委員会学校教育課）まで電子メールにより提出すること。質問書提出後、電話による受信確認を行うこと。

イ 受付期限は令和６年１０月１６日（水）午後５時までとする。

（３）質問書の回答

質問の回答書は、令和６年１０月２１日（月）までに参加表明者全員に電子メールにより回答する。電話及び口頭等の個別対応はしない。

質問に対する回答は、実施要領や業務仕様書の追加又は修正とみなす。

５ 提出書類

（１）参加表明書

ア 提出期限 令和６年１０月２４日（木）午後５時

イ 提出書類 参加表明書（様式２－１）１部 ※添付書類あり
欠格事項確認書（様式２－２）１部
受託実績表（様式２－３）１部

ウ 提出方法

直接持参または郵送で事務局あて提出をする。その他の方法による提出は受け付けない。郵送する場合は、提出期限までに必着するよう、封書には朱書きで「男鹿市若美学校給食センター調理等業務委託公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

（２）提案書および見積書

ア 提出期限 令和６年１１月６日（水）午後５時

イ 提出書類

➤ 提案書（様式５～様式１０）、見積書（様式１１）

① 正本１部（会社名を記載したもの）

② 副本６部（提出書類に会社名を特定する情報が記載されていないもの）

■ A４判フラットファイルの表紙及び背表紙に、「男鹿市若美学校給食センター調理等業務」と記載し、正本においては、表紙に、「商号または名称」を記載し、様式番号順に提出書類を綴じ込むこと。

■ 原則として、A４判・縦型・横書き・片面印刷・左綴じで作成し、下段にページ番号を付すること。ただし、会社の沿革及び組織について、PR用パンフレットでも可とする。

■ 見積書は提案限度額以下とすること。

■ 見積書（様式１１）には、人件費、被服衛生費、消耗品費、管理費等、詳細な積算内訳書（任意様式）を添付すること。

■ 見積内容は、仕様書に基づき作成すること。

ウ 提出方法 持参

エ 提案に関する留意事項

学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び、
学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等を遵守すること。

(3) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式3）を事務局あて提出すること。

6 提案等の審査

男鹿市若美学校給食センター調理業務等委託プロポーザル審査会において、下記の審査を行い総合的に最も優れた事業者の選考を行う。

(1) プレゼンテーション

ア 提案書等に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

➤ 日 時 令和6年11月19日（火）

➤ 場 所 男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市役所第1会議室（待合場所 3階第2会議室）

➤ 時 間 プレゼンテーションの時間は最長 15 分以内（時間厳守）、質疑応答 10 分程度とする。

➤ 出席者 提案業者 2 人以内とする。なお、プレゼンテーション出席者の報告は提案書提出日と同日とし、所属（役職）及び氏名を電子メールにより報告（任意様式）すること。また、出席担当者の連絡先（当日連絡可能な方）についても併せて報告すること。2 名までとする。

➤ 準備物 パソコンを使用する場合は、各自準備すること。（プロジェクターとスクリーンは市が準備する。）

イ 審査を行う順番は、参加表明書の受付順とする。

ウ 審査委員（出席委員）は、参加事業者ごとに評価項目（別紙「業者選定基準」）により評価点を付する。

(2) 審査結果の通知及び公表

選考結果は、参加事業者全員に通知する。

(3) 委託予定者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を、委託予定者として本業務に係る随意契約の相手方とし、契約交渉を行う。なお、委託予定者と契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結する。

(4) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

(5) その他

ア 企画提案書に記載されていない追加提案は認めない。ただし、企画提案書の内容補足は認める。

イ 令和7年度の業務開始までの業務準備にかかった経費は全て受託事業者の負担とする。

7 職員の採用等

男鹿市内の雇用安定のため、男鹿市在住の市民を優先的に雇用されることを求める。また、調理・配送等業務に支障のないように必要な職員を配置すること。

8 担当部署

男鹿市教育委員会 学校教育課

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

TEL 0185-24-9101

FAX 0185-24-9156

電子メール kyouiku@city.oga.akita.jp

別紙「業者選定基準」

記載項目	評価得点
様式5 学校給食への基本的な考え方に関する提案書	
① 学校給食の意義や特色に対する理解と取り組み姿勢について	15
② アレルギー対応について	
③ 食育の推進について	
様式6 衛生管理・危機管理に関する提案書	
① 事業者としての衛生管理体制や考え方について	25
② 従事者の健康管理の体制について	
③ 食中毒や異物混入等防止対策及び事故発生時の対処体制について	
④ 施設設備のトラブル、事故発生時の対処体制について	
⑤ 災害発生時の対応について	
様式7 調理・配送従事者の配置に関する提案書	
① 従事者の雇用計画について	20
② 従事者の配置体制、配置人数、労働条件、業務責任者の配置について	
③ 従事者の休暇等における代替者確保について	
④ 当初から万全の体制で安定した実施ができるか	
様式8 調理・配送従事者の教育に関する提案書	
① 従事者に対する教育及び研修体制について	10
② 業務開始までの取り組み計画、移行準備体制	
様式9 給食等の受託実績・独自提案	
① 委託業務実績、業務履行困難となった場合の代行保証体制について	10
② 本事業における独自提案、その他市に対するアピールポイント	
様式10 企業理念、経営状況	
① 企業理念	10
② 経営状況	
様式11 経費見積書	
① 内訳	10
合 計	100